

四日市市告示第 278 号

四日市市総合評価方式試行要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 29 年 4 月 24 日

四日市市長 森 智 広

四日市市総合評価方式試行要綱の一部を改正する要綱

四日市市総合評価方式試行要綱（平成 20 年四日市市告示第 363 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市総合評価方式<u>実施</u>要綱 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、四日市市条件付一般競争入札実施要綱（平成 9 年 4 月 28 日制定）に基づく入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により、価格及びその他の条件を総合的に評価して、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価方式」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第 2 条 総合評価方式の対象工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる工事以外に、市</p>	<p>四日市市総合評価方式<u>試行</u>要綱 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、四日市市条件付一般競争入札実施要綱（平成 9 年 4 月 28 日制定）に基づく入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により、価格及びその他の条件を総合的に評価して、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の<u>試行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第 2 条 総合評価方式の対象工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる工事以外に、市</p>

長が総合評価方式によることが適当  
であると認める工事  
(学識経験者を有する意見聴取)

第4条 市長は、総合評価方式により一般競争入札を実施しようとするときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ、次に掲げる事項について学識経験者の意見を聴くものとする。

(入札結果の公表と疑義照会)

第10条 市長は、落札決定後、次に掲げる事項について公表する。

(1)及び(2) (略)

(3) 各入札参加者の価格評価点

(4) (略)

(5) (略)

(6) 各入札参加者の技術評価点の内訳明細（評価項目の各小項目の点数）

(落札者の履行責任等)

第11条 落札者は、契約後、自らの提出した技術提案を履行する責任を有する。

2 (略)

3 前項の場合において、提案内容の再度の履行が困難な場合、工事完成日の翌年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において評価点の減点を行なうものとする。

長が総合評価方式により試行するこ  
とが適当であると認める工事  
(学識経験者を有する意見聴取)

第4条 市長は、総合評価方式により一般競争入札を試行しようとするときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ、次に掲げる事項について学識経験者の意見を聴くものとする。

(入札結果の公表と疑義照会)

第10条 市長は、落札決定後、次に掲げる事項について公表する。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(落札者の履行責任等)

第11条 落札者は、契約後、自らの提出した技術提案を履行する責任を有する。

2 (略)

3 前項の場合において、提案内容の再度の履行が困難な場合、不履行の確認日から翌年度までの総合評価方式における評価点の減点を行なうものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(総務部調達契約課)